

## 2 環境影響評価法の改正：「配慮書手続」の導入（2013年4月1日施行）

事業の枠組みが決定する前の、事業計画の検討段階において環境配慮を行う「配慮書手続」を環境影響評価の手続の最初に導入。

配慮書の具体的な手続

- ①第一種事業を実施しようとする者は、事業の位置・規模等の検討段階において環境保全のために適切な配慮をすべき事項について検討を行い、その結果をまとめた配慮書を作成し、主務大臣に送付するとともに、公表する。
- ②事業者は、配慮書の案又は配慮書について関係行政機関及び一般の環境保全の見地からの意見を求めるよう努める。
- ③環境大臣は必要に応じて主務大臣に環境保全上の意見を提出する。
- ④主務大臣は、当該意見を踏まえて、事業者に環境保全上の意見を提出する。第二種事業を実施しようとする者は、これらの手続を任意で実施できる。

### ■ 改正法において規定されている配慮書手続の概要

#### （1）計画段階配慮事項についての検討【第三条の二】

①第一種事業を実施しようとする者は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の事業の種類ごとに主務省令で定める事項を決定するに当たっては、事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

②事業が実施されるべき区域その他の事項を定める主務省令は、主務大臣が環境大臣に協議して定めるものとする。

③第一項の主務省令（②の主務省令を除く。）は、計画段階配慮事項についての検討を適切に行うために必要であると認められる計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針につき主務大臣が環境大臣に協議して定めるものとする。

#### （2）配慮書の作成等【第三条の三】

第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

- ① 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所
- ② 第一種事業の目的及び内容
- ③ 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- ④ 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- ⑤ その他環境省令で定める事項

#### （3）配慮書の送付等【第三条の四】

第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに主務大臣に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

主務大臣は、配慮書の送付を受けた後、速やかに、環境大臣に当該配慮書の写しを送付して意見を求めなければならない。

#### （4）環境大臣の意見【第三条の五】

環境大臣は、意見を求められたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、主務大臣に

対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

**（５）主務大臣の意見【第三条の六】**

主務大臣は、配慮書の送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

**（６）配慮書についての意見の聴取【第三条の七】**

第一種事業を実施しようとする者は、事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

**（７）基本的事項の公表【第三条の八】**

環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、（１）③及び（６）の規定により主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

**（８）第二種事業に係る計画段階配慮事項についての検討【第三条の十】**

第二種事業を実施しようとする者は、第二種事業に係る計画の立案の段階において、事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定するに当たっては、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、当該事業の実施が想定される区域における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を主務大臣に書面により通知するものとする。

対象事業		第一種事業	第二種事業
		(必ず環境アセスメントを行う事業)	(環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路	高速自動車国道	すべて	-
	首都高速道路など	4車線以上のもの	-
	一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km
	林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km
2 河川	ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha
	放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha～100ha